

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年6月18日
【発行者名】	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【事務連絡者氏名】	竹本 昭生 (連絡場所) 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【電話番号】	03-6832-7150
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	PRUアメリカ中期社債ファンド(為替ヘッジあり/ 6ヵ月決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

*基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

*基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、委託会社にお問合わせください。なお、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
あるいは PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（５）【申込手数料】

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成22年6月18日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

各販売会社の申込手数料については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

- * 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。
- * 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年6月19日から平成23年6月20日まで

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託銀行である株式会社りそな銀行（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、PRUアメリカ中期社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を**網掛け表示**しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 資産複合

< 商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義 >

[単位型・追加型の区分]

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

[投資対象地域による区分]

海外・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資対象資産（収益の源泉）による区分]

債券・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産 （組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米		
	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 （投資信託証券 （債券 社債））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

< 属性区分表（上記網掛け表示部分）の定義 >

[投資対象資産による属性区分]

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

- ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、実質的に債券（社債）へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（債券 社債））」に分類されます。

[決算頻度による属性区分]

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

[投資対象地域による属性区分]

北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資形態による属性区分]

ファミリーファンド

- ・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

[為替ヘッジによる属性区分]

あり・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資を行います。

原則として、実質外貨建資産の90～100%の範囲内で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、米国のブルデンシャル・インベストメント社（以下「米ブルデンシャル・インベストメント社」といいます。）に為替のヘッジに関する権限を委託します。

- ・委託する範囲：為替のヘッジに関する指図
- ・委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・ア
ンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2
- ・委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。

当ファンドの信託期間は無期限です。

6ヵ月に1度（原則、3月20日および9月20日）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

PRUアメリカ中期社債マザーファンドの特色

主として米国の投資適格社債に投資し、米ドルベースでの安定した収益の確保を目指します。

- ・米国の投資適格社債への投資割合は純資産総額の65%以上とします。
- ・米国の国債や政府機関債等および米国以外の投資適格債にも投資する場合があります。
- ・投資する外貨建資産は、原則として米ドル建てとします。

信用度の高い「投資適格」債券に投資します。

- ・取得時において投資適格債（BBB-（S&P社¹）またはBaa3（ムーディーズ社²）相当以上）に投資することを原則とします。
- ・ポートフォリオの平均格付け³は、原則としてBBB-（S&P社）またはBaa3（ムーディーズ社）相当以上を維持するように努めます。

短いデュレーション⁴の債券に投資し、安定した価格変動を目指します。

- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以内とします。
- ・投資する個別債券のデュレーションは6年以内とします。

運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、米ブルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。

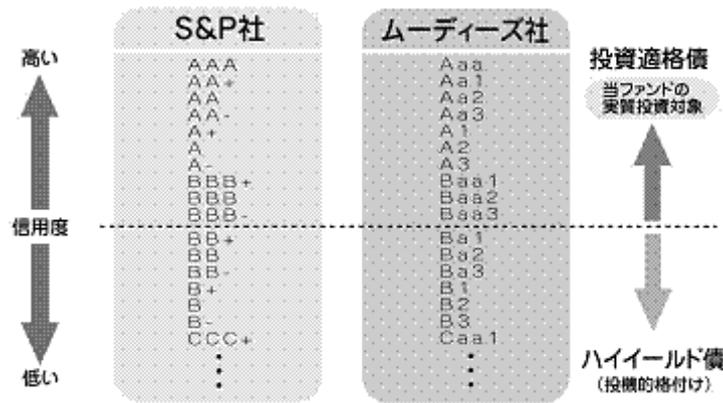
- ・委託する範囲：マザーファンドの運用指図
- ・委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・ア
ンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2
- ・委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。

1 スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション

2 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

3 格付けとは

格付けとは、債券などの元本や利子を当初に決められた条件通りに返済される確実性を評価して、それを投資の判断に利用しやすいようにアルファベットなどの記号で表示することです。S&P社、ムーディーズ社ともに国際的に活躍している代表的な格付会社です。

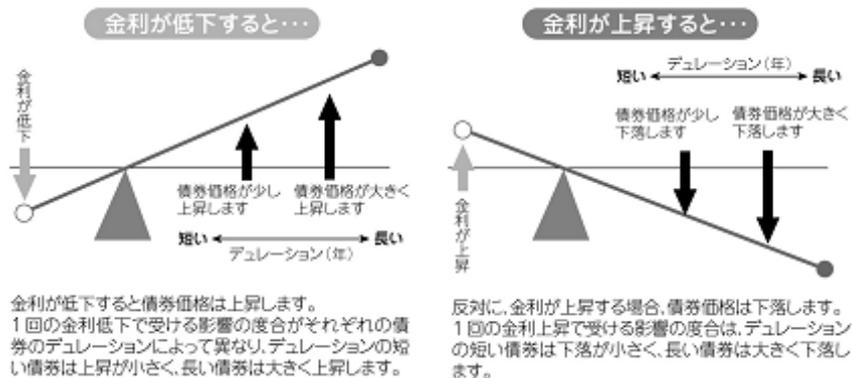


スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション(S&P社)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(ムーディーズ社)
AAA(トリプル エー) 債務を履行する能力はきわめて高い。	Aaa(トリプル エー) 信用力がもっとも高く、信用リスクが最も小であると判断される。
AA(ダブル エー) 債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付け「AAA」との差は小さい。	Aa(ダブル エー) 信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される。
A(シングル エー) 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。	A(エー) 中級の上位で、信用リスクが低いと判断される。
BBB(トリプル ビー) 債務を履行する能力は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い。	Baa(ビー ダブル エー) 信用リスクが中程度と判断される。中位にあり、一定の投機的な要素を含む。
BB格以下を投機的格付けとします。	Ba格以下を投機的格付けとします。
BB(ダブル ビー) より低い格付けの発行体ほど脆弱ではないが、事業環境、財務状況、または経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。	Ba(ビー エー) 投機的要素をもち、相当の信用リスクがあると判断される。

(S&P社およびムーディーズ社の公表された情報をもとに委託会社が作成)

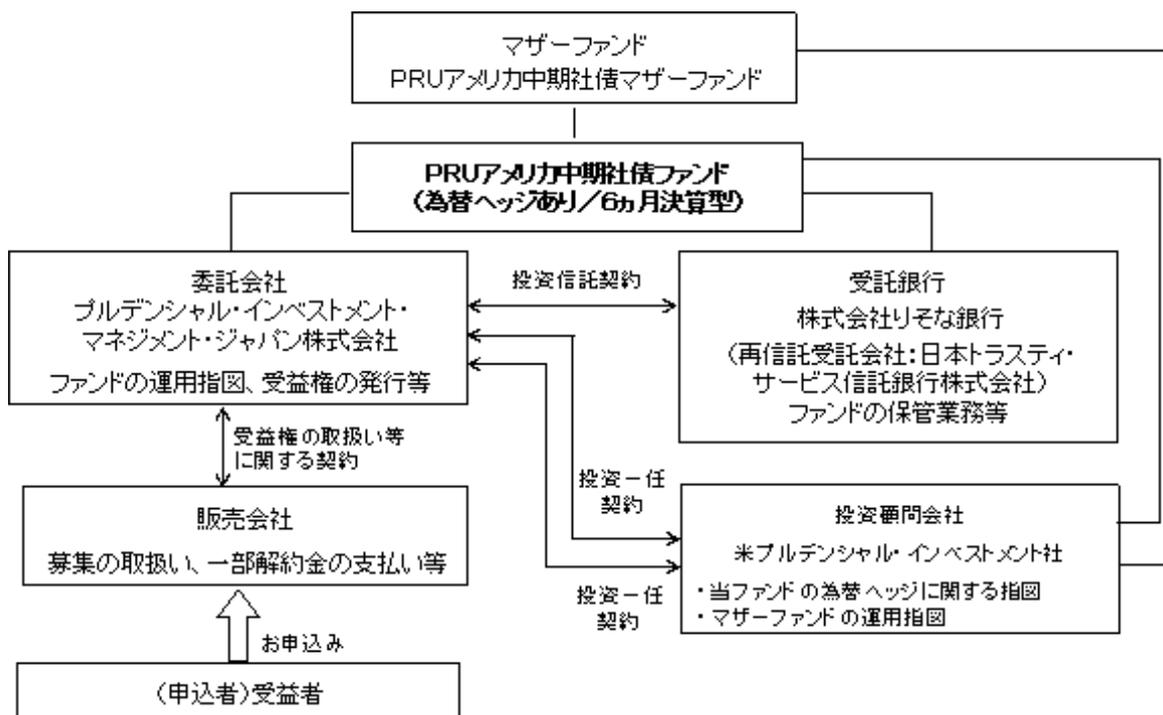
4 デュレーションとは

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどれくらい変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。この指標の単位は「年」で表されます。



(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. 投資顧問会社：
 - ・投資一任契約に基づき、当ファンドの為替ヘッジの指図を行います。
 - ・投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用指図を行います。

委託会社等の概況（平成22年4月末現在）

- a. 資本金の額：219百万円
- b. 沿革

平成18年4月	ブルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
平成18年8月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年9月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

* プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、「ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ」を中核とする北米最大級の総合金融グループの一員です。プルデンシャルは130年以上の歴史と強固な経営基盤を誇り、アメリカ ニュージャージー州ニューアークの本社を拠点とし、プルデンシャル・グループの持株会社プルデンシャル・ファイナンシャル・インクはニューヨーク証券取引所に上場している株式会社です。

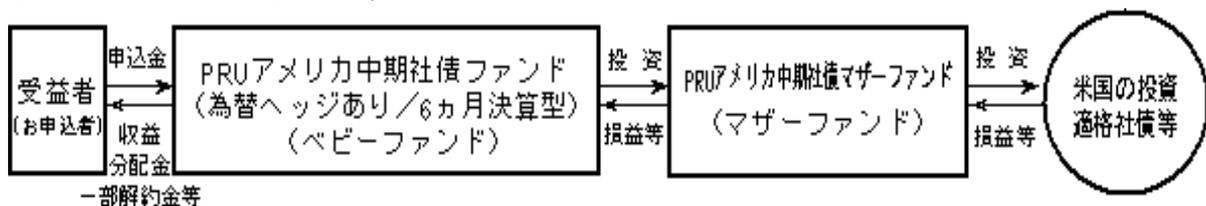
2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の投資適格社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注) 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

運用方法

a. 投資対象

「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、公社債等に直接投資することがあります。

b. 投資態度

- 主として、「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券に投資します。
- 実質外貨建資産に対して為替ヘッジ（原則として実質外貨建資産の90%～100%の範囲内とします。）を行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- 投資一任契約に基づいて米プルデンシャル・インベストメント社に為替のヘッジに関する権限を委託します。
- 前記(c)にかかわらず、為替のヘッジに関する権限の委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、為替のヘッジに関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

v. 外国の者に対する権利で前記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記a.の証券、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前記e.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当ファンドは、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社に為替のヘッジに関する権限を委託します（パブリック債券運用グループが担当）。

当ファンドの主要な投資対象である「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社にて運用され、同社のパブリック債券運用グループが運用を担当します。

投資顧問会社の運用体制

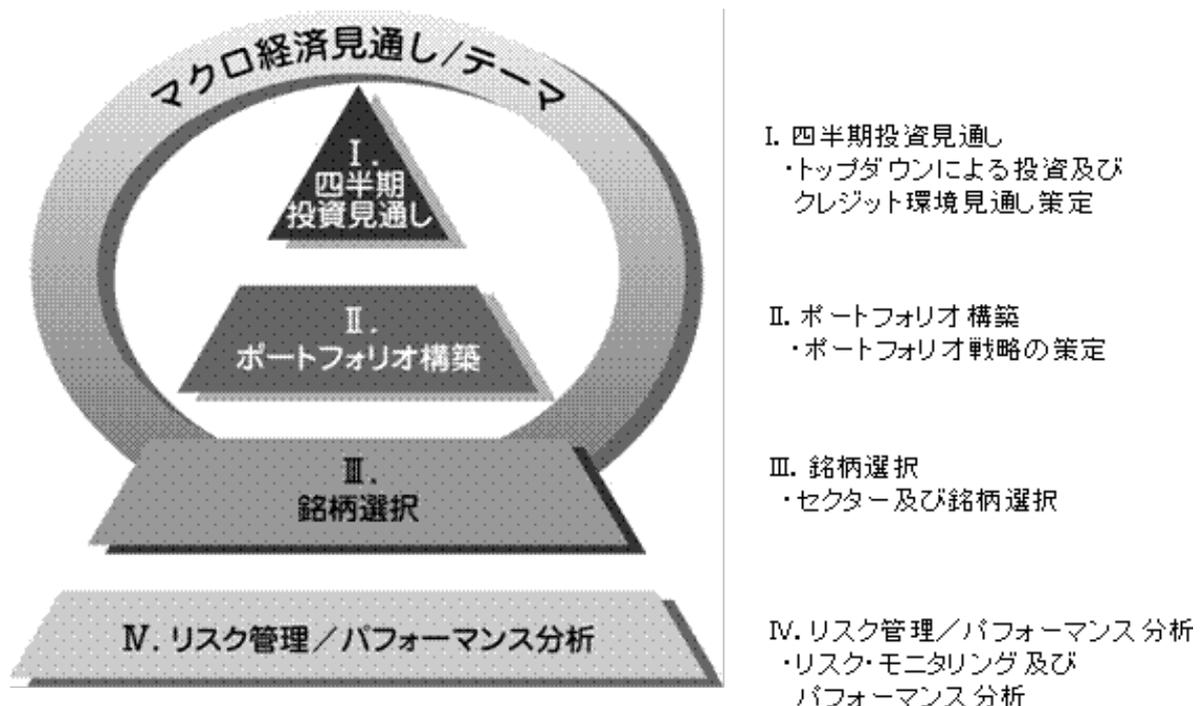
パブリック債券運用グループ

債券の各市場において、豊富な経験と高度な専門性を有しています。
信用調査・分析チームと各運用チームの強固な連携をもって運用します。
リスク管理機能（定量リサーチ/リスク管理チーム）は独立しています。

運用を支える信用調査・分析チーム

債券の種類・業種別にアナリスト（調査分析担当者）を配しています。
アナリストの平均経験年数は10年を超えています。

運用プロセス



米プルデンシャル・インベストメント社における債券運用

債券の運用額は約2,380億米ドル（約22.2兆円）

運用対象としている債券の種類は米国公債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債、エマージング債、短期金融商品（マネー・マーケット）等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。

独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理

独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用

債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分および

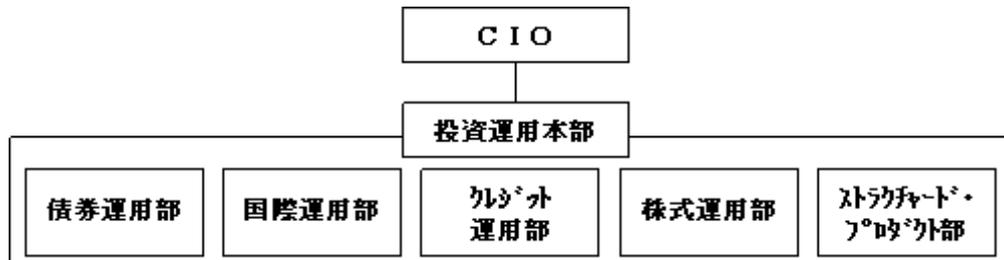
リスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。

一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得

債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

（米プルデンシャル・インベストメント社に関する情報は平成22年3月末現在のものです。為替換算レート:1米ドル=93.44円）

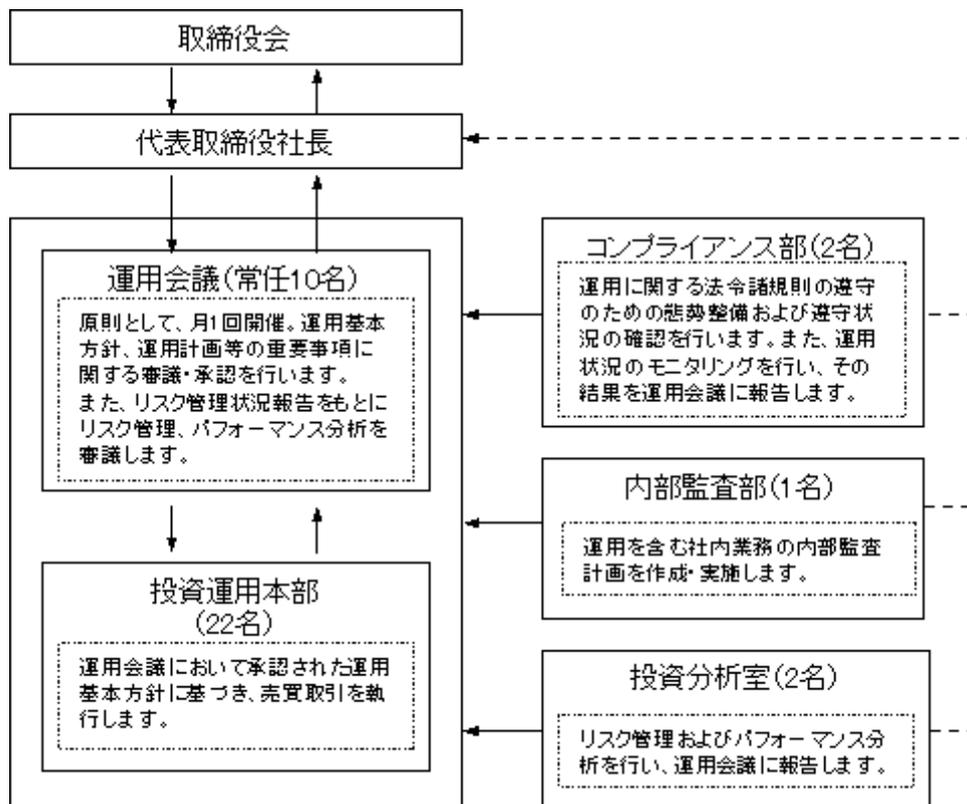
委託会社の運用体制



委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備及び運用状況についての確認を行います。

「投資顧問会社」に対しては、運用計画書の提出を受け、運用会議において審議・承認が行われます。また、定期的に投資顧問会社のモニタリングを行います。

前記の運用体制等は平成22年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

第2計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第22条）

株式（転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限ります。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第22条）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合については制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第26条）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第26条）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第27条）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第22条）

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（投資信託約款第25条）

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b．前記a．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第28条）

- a．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．前記a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことが

できるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (a) 投資信託財産に属する株券
- (b) 株式分割により取得する株券
- (c) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに投資信託約款第22条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能

額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当ファンドに関する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と

認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第32条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みま

す。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

株式（転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限ります。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。外貨建資産への投資については制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

平成22年4月末現在において「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」を投資対象としているファンドは、当ファンドと「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」です。なお、この他にも、今後「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドへの投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、原則として実質外貨建資産の90%～100%の範囲内で為替ヘッジを行います。

同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資分析室が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

(3) その他の留意点

- ・当ファンドはマザーファンドを通じて債券など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。
- ・当ファンドの分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成22年6月18日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
あるいは PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

- * 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。
- * 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜0.70%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

委託会社	販売会社	受託銀行
年0.3675%（税抜0.35%）	年0.3150%（税抜0.30%）	年0.0525%（税抜0.05%）

前記の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社との投資一任契約に基づき当ファンドの為替のヘッジに関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記の委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額とします。

前記の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬のうち当ファンドが負担すべき報酬を、前記の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年0.25%の率を乗じて

得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a . 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
- (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
- (b) 借入金の利息
- b . 前記 a . にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c . にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
- (a) 投資信託振替制度に係る費用
- (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
- (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c . 前記 b . で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

監査報酬

- a . 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b . 前記 a . で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

収益分配金の課税について

- a．追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b．受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- c．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

一部解約時および償還時の譲渡損益は、確定申告をすることにより他の上場株式等譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、譲渡損失については、3年間の繰越控除の対象とすることができます。

b . 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ・ 前記は、平成22年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等は、変更になることがあります。
- ・ 詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年4月30日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券(PRUアメリカ中期社債マザーファンド)	日本	415,466,213	101.19
現金、預金、その他資産(負債控除後)		4,882,770	1.19
合計(純資産総額)		410,583,443	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRUアメリカ中期社債マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成22年4月30日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	50,433,957	0.67
地方債証券	アメリカ	19,016,814	0.25
特殊債券	アメリカ	116,601,974	1.55
	ノルウェー	9,869,589	0.13
小計		126,471,563	1.68
社債券	日本	13,709,195	0.18
	アメリカ	5,864,928,584	77.89
	カナダ	204,821,932	2.72
	ドイツ	61,433,311	0.82
	フランス	39,178,574	0.52
	イギリス	227,394,285	3.02
	スイス	107,625,256	1.43
	スペイン	47,213,450	0.63
	ルクセンブルク	122,016,732	1.62
小計		6,688,321,319	88.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		645,622,203	8.57
合計(純資産総額)		7,529,865,856	100.00

(注1)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の時価の地域別の内訳です。

(注3)邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

（平成22年4月30日現在）

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（％）
債券先物取引（買建）	アメリカ	568,288,631	7.55

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年4月30日現在)

主要銘柄の明細

(単位:円)

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	PRUアメリカ中期社債マザーファンド	295,810,761	13,414	396,825,708	14,045	415,466,213	101.19

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 親投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	時価単価(円)	時価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	4.8	2013 / 5 / 1	USD	1,500,000	9,961.13	149,417,072	10,051.44	150,771,680	2.00
2	アメリカ	社債券	JP MORGAN CHASE & CO	5.6	2011 / 6 / 1	USD	1,225,000	9,917.59	121,490,516	9,828.77	120,402,460	1.60
3	スイス	社債券	CREDIT SUISSE/NEW YORK N	5	2013 / 5 / 15	USD	1,065,000	10,104.09	107,608,625	10,105.65	107,625,256	1.43
4	アメリカ	社債券	DAIMLERCHRYSLER NA HOLDI	5.75	2011 / 9 / 8	USD	1,060,000	9,913.41	105,082,214	9,921.49	105,167,868	1.40
5	アメリカ	社債券	GENERAL ELECTRIC CAPITAL	5.9	2014 / 5 / 13	USD	1,000,000	10,354.24	103,542,472	10,389.21	103,892,130	1.38
6	アメリカ	社債券	SIMON PROPERTY GROUP LP	4.6	2010 / 6 / 15	USD	1,100,000	9,479.56	104,275,221	9,443.73	103,881,077	1.38
7	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	5.625	2012 / 8 / 27	USD	1,000,000	9,846.52	98,465,232	9,904.57	99,045,738	1.32
8	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA NA	5.375	2011 / 8 / 15	USD	880,000	9,887.62	87,011,077	9,876.33	86,911,739	1.15
9	アメリカ	社債券	DUKE ENERGY SRVCS	7.875	2010 / 8 / 16	USD	875,000	9,669.26	84,606,087	9,593.07	83,939,366	1.11
10	アメリカ	社債券	TEXTRON FINANCIAL	4.6	2010 / 5 / 3	USD	885,000	9,406.13	83,244,290	9,407.00	83,251,950	1.11
11	アメリカ	社債券	COMCAST CABLE COMMUNICAT	6.75	2011 / 1 / 30	USD	800,000	9,842.12	78,736,966	9,795.62	78,364,975	1.04
12	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	6	2014 / 5 / 1	USD	750,000	10,298.48	77,238,619	10,098.18	75,736,415	1.01
13	カナダ	社債券	RIO TINTO ALCAN INC	4.5	2013 / 5 / 15	USD	750,000	9,911.80	74,338,558	9,903.76	74,278,236	0.99
14	アメリカ	社債券	PROGRESSIVE CORP/THE	6.375	2012 / 1 / 15	USD	725,000	10,143.39	73,539,641	10,143.38	73,539,572	0.98
15	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	6.5	2013 / 8 / 19	USD	715,000	10,167.01	72,694,123	10,173.41	72,739,927	0.97
16	アメリカ	社債券	CBS CORP	6.625	2011 / 5 / 15	USD	715,000	9,881.63	70,653,655	9,851.77	70,440,171	0.94
17	アメリカ	社債券	TIME WARNER CABLE INC	8.25	2014 / 2 / 14	USD	615,000	11,086.50	68,182,017	11,081.48	68,151,124	0.91
18	アメリカ	社債券	DOW CHEMICAL CO/THE	7.6	2014 / 5 / 15	USD	625,000	10,779.00	67,368,759	10,898.66	68,116,674	0.90

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
19	アメリカ	社債券	PROGRESS ENERGY FLORIDA	4.5	2010 / 6 / 1	USD	720,000	9,477.18	68,235,731	9,435.23	67,933,726	0.90
20	アメリカ	特殊債券	JPMCC 2003-CB7 A2	4.128	2038 / 1 / 12	USD	704,302.47	9,460.61	66,631,379	9,465.12	66,663,127	0.89
21	アメリカ	社債券	ROGERS COMMUNICATIONS IN	6.25	2013 / 6 / 15	USD	625,000	10,390.34	64,939,636	10,418.71	65,116,958	0.86
22	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC/	5.45	2012 / 11 / 1	USD	650,000	10,127.64	65,829,673	9,988.76	64,926,982	0.86
23	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	5.3	2013 / 3 / 1	USD	625,000	9,967.01	62,293,859	9,934.34	62,089,668	0.82
24	ドイツ	社債券	DEUTSCHE BANK AG/LONDON	2.375	2013 / 1 / 11	USD	650,000	9,413.35	61,186,834	9,451.27	61,433,311	0.82
25	アメリカ	社債券	AETNA INC	5.75	2011 / 6 / 15	USD	610,000	9,868.56	60,198,239	9,854.78	60,114,173	0.80
26	アメリカ	社債券	BURLINGTON NORTHERN SANT	6.75	2011 / 7 / 15	USD	590,000	10,022.15	59,130,696	9,960.88	58,769,216	0.78
27	ルクセンブルク	社債券	TELECOM ITALIA CAPITAL	6.2	2011 / 7 / 18	USD	595,000	9,898.60	58,896,728	9,855.66	58,641,217	0.78
28	アメリカ	社債券	UNION PACIFIC CORP	6.65	2011 / 1 / 15	USD	600,000	9,826.90	58,961,401	9,770.04	58,620,266	0.78
29	アメリカ	社債券	UNITEDHEALTH GROUP INC	5.25	2011 / 3 / 15	USD	600,000	9,780.34	58,682,070	9,737.36	58,424,186	0.78
30	アメリカ	社債券	BEAR STEARNS COS INC/THE	5.35	2012 / 2 / 1	USD	580,000	10,059.56	58,345,468	10,028.52	58,165,418	0.77

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	101.19
合計	101.19

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	0.67
地方債証券	0.25
特殊債券	1.68
社債券	88.82
合計	91.43

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

PRUアメリカ中期社債マザーファンド

（平成22年4月30日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	シカゴ	US 5YR NOTE	買建	41	444,685,077	445,589,012	5.92
債券先物取引	シカゴ	US 2YR NOTE	買建	6	122,427,697	122,699,619	1.63

（注1）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

（注2）邦貨換算金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）	1万口当たりの純資産額 （基準価額）（円）
第1計算期間末（分配付）	1,551,160,889	10,262
（平成13年9月20日）（分配落）	1,551,160,889	10,262
第2計算期間末（分配付）	1,670,261,819	10,180
（平成14年3月20日）（分配落）	1,653,854,489	10,080
第3計算期間末（分配付）	1,920,024,484	10,491
（平成14年9月20日）（分配落）	1,901,723,673	10,391
第4計算期間末（分配付）	3,303,441,233	10,549
（平成15年3月20日）（分配落）	3,272,160,116	10,449
第5計算期間末（分配付）	5,696,404,205	10,611
（平成15年9月22日）（分配落）	5,642,720,719	10,511
第6計算期間末（分配付）	6,048,165,658	10,722
（平成16年3月22日）（分配落）	5,991,756,012	10,622
第7計算期間末（分配付）	5,548,545,058	10,558
（平成16年9月21日）（分配落）	5,495,991,917	10,458
第8計算期間末（分配付）	5,065,579,164	10,261
（平成17年3月22日）（分配落）	5,016,211,028	10,161
第9計算期間末（分配付）	4,598,650,368	10,181
（平成17年9月20日）（分配落）	4,553,480,224	10,081
第10計算期間末（分配付）	2,290,839,743	9,892
（平成18年3月20日）（分配落）	2,267,680,946	9,792
第11計算期間末（分配付）	1,093,893,941	9,764
（平成18年9月20日）（分配落）	1,082,690,479	9,664
第12計算期間末（分配付）	884,123,262	9,689
（平成19年3月20日）（分配落）	874,997,983	9,589
第13計算期間末（分配付）	600,210,164	9,537
（平成19年9月20日）（分配落）	593,916,682	9,437
第14計算期間末（分配付）	512,779,210	9,643
（平成20年3月21日）（分配落）	507,461,764	9,543
第15計算期間末（分配付）	436,710,091	9,354
（平成20年9月22日）（分配落）	432,041,251	9,254
第16計算期間末（分配付）	424,466,800	9,486
（平成21年3月23日）（分配落）	419,992,172	9,386
平成21年4月末	408,226,106	9,553
平成21年5月末	402,824,020	9,672
平成21年6月末	405,002,061	9,778

	純資産総額(円)	1万口当たりの純資産額 (基準価額)(円)
平成21年7月末	407,015,322	9,864
平成21年8月末	396,438,299	10,003
第17計算期間末 (分配付)	404,755,984	10,085
(平成21年9月24日) (分配落)	400,742,411	9,985
平成21年9月末	401,935,967	9,993
平成21年10月末	397,776,843	10,028
平成21年11月末	399,612,403	10,154
平成21年12月末	401,838,336	10,089
平成22年1月末	406,523,184	10,183
平成22年2月末	432,454,262	10,209
第18計算期間末 (分配付)	418,541,701	10,226
(平成22年3月23日) (分配落)	414,448,657	10,126
平成22年3月末	409,370,232	10,108
平成22年4月末	410,583,443	10,172

【分配の推移】

決算期		1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	平成13年9月20日	0
第2計算期間末	平成14年3月20日	100
第3計算期間末	平成14年9月20日	100
第4計算期間末	平成15年3月20日	100
第5計算期間末	平成15年9月22日	100
第6計算期間末	平成16年3月22日	100
第7計算期間末	平成16年9月21日	100
第8計算期間末	平成17年3月22日	100
第9計算期間末	平成17年9月20日	100
第10計算期間末	平成18年3月20日	100
第11計算期間末	平成18年9月20日	100
第12計算期間末	平成19年3月20日	100
第13計算期間末	平成19年9月20日	100
第14計算期間末	平成20年3月21日	100
第15計算期間末	平成20年9月22日	100
第16計算期間末	平成21年3月23日	100
第17計算期間末	平成21年9月24日	100
第18計算期間末	平成22年3月23日	100

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1計算期間（平成13年5月31日から平成13年9月20日）	2.6
第2計算期間（平成13年9月21日から平成14年3月20日）	0.8
第3計算期間（平成14年3月21日から平成14年9月20日）	4.1
第4計算期間（平成14年9月21日から平成15年3月20日）	1.5
第5計算期間（平成15年3月21日から平成15年9月22日）	1.6
第6計算期間（平成15年9月23日から平成16年3月22日）	2.0
第7計算期間（平成16年3月23日から平成16年9月21日）	0.6
第8計算期間（平成16年9月22日から平成17年3月22日）	1.9
第9計算期間（平成17年3月23日から平成17年9月20日）	0.2
第10計算期間（平成17年9月21日から平成18年3月20日）	1.9
第11計算期間（平成18年3月21日から平成18年9月20日）	0.3
第12計算期間（平成18年9月21日から平成19年3月20日）	0.3
第13計算期間（平成19年3月21日から平成19年9月20日）	0.5
第14計算期間（平成19年9月21日から平成20年3月21日）	2.2
第15計算期間（平成20年3月22日から平成20年9月22日）	2.0
第16計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日）	2.5
第17計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日）	7.4
第18計算期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日）	2.4

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本（1万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

（1）申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社に取り引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。

取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。

原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークの銀行が休業日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。

（注1）申込みの受け付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および、すでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

（注2）平成23年6月末までの日本における営業日でニューヨークの銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成22年7月5日（月）	平成22年9月6日（月）	平成22年11月11日（木）
平成22年11月25日（木）	平成23年1月17日（月）	平成23年2月21日（月）
平成23年5月30日（月）		

委託会社問合わせ先	
ある PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（2）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

（3）申込手数料

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成22年6月18日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（4）申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（５）申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（６）申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

（７）取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）手続等

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前記の規定にかかわらず、ニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「申込（販売）手続等（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益証券をお手で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

公社債等：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「6 手続等の概要 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年5月31日）から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび毎年9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

信託の終了

a. 投資信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd.に該当する場合を除き、当該委託会社と受託銀行との間において存続します。

d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 a . から e . の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

ファンド資産の保管

- a. 保管業務の委任
受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- b. 有価証券の保管
受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- (a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 投資顧問会社との「投資一任契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- c. 前記a.、b.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

受益者の権利等

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については1,504,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、第2計算期間以降の毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前にお

いて一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、第2計算期間以降の毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

（２）償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金について、前記 の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「 6 手続等の概要 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前記「 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 a . 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「 投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前記 の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

（５）受益者集会

受益者集会は開催しません。

第2【財務ハイライト情報】

PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）

1【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 (平成21年9月24日現在)	第18期 (平成22年3月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	401,132,588	415,668,997
派生商品評価勘定	13,994,953	8,971,062
未収入金	5,645,470	-
流動資産合計	420,773,011	424,640,059
資産合計	420,773,011	424,640,059
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	390,177	1,361,238
未払金	13,994,953	3,143,464
未払収益分配金	4,013,573	4,093,044
未払受託者報酬	108,083	105,884
未払委託者報酬	1,405,043	1,376,460
その他未払費用	118,771	111,312
流動負債合計	20,030,600	10,191,402
負債合計	20,030,600	10,191,402
純資産の部		
元本等		
元本	401,357,336	409,304,449
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	614,925	5,144,208
（分配準備積立金）	64,002,577	61,933,018
元本等合計	400,742,411	414,448,657
純資産合計	400,742,411	414,448,657
負債純資産合計	420,773,011	424,640,059

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	12,143,526	7,924,456
為替差損益	18,753,624	3,368,852
営業収益合計	30,897,150	11,293,308
営業費用		
受託者報酬	108,083	105,884
委託者報酬	1,405,043	1,376,460
その他費用	157,771	147,312
営業費用合計	1,670,897	1,629,656
営業利益	29,226,253	9,663,652
経常利益	29,226,253	9,663,652
当期純利益	29,226,253	9,663,652
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,566,927	640,901
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,470,660	614,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,260,813	829,426
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,260,813	21,016
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	808,410
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,831	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,831	-
分配金	4,013,573	4,093,044
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	614,925	5,144,208

[次へ](#)

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。 計算期間の取扱い 平成21年 9月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成21年 3月24日から平成21年 9月24日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間の取扱い 平成22年 3月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成21年 9月25日から平成22年 3月23日としております。

当財務ハイライト情報は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況 1財務諸表」（以下「財務諸表」といいます。）より抜粋しております。

当ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部ファンドの詳細情報」の記載項目は、次のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成13年5月31日 プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
- 平成14年12月31日 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
- 平成18年9月1日 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークの銀行が休業日の場合には、お申込みの受付けはいたしません。

（注1）申込みの受付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および、すでに受付けた取得申込みを取消することができます。

（注2）平成23年6月末までの日本における営業日でニューヨークの銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成22年7月5日（月）	平成22年9月6日（月）	平成22年11月11日（木）
平成22年11月25日（木）	平成23年1月17日（月）	平成23年2月21日（月）
平成23年5月30日（月）		

委託会社問合わせ先	
あるいは PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（２）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

- * 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- * 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- * 基準価額は、組入る有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

（３）申込手数料

申込手数料は、販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。なお、平成22年6月18日現在、最も高率な申込手数料は1.05%（税抜1.0%）となっています。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

- * 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。
- * 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（５）申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（６）申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

（７）取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前記の規定にかかわらず、ニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「1申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

公社債等：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「第2手続等 1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「米中債6」として掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年5月31日）から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび毎年9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一

を超えるときは、前記（a）の投資信託契約の解約をしません。

- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (f) 前記（c）から（e）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（c）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
(a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
(b) 前記（a）の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い
(a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
(b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 a. から e. の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託会社に提出します。

受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

(a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、

(c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の

規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

関係法人との契約の更新に関する手続き

- a . 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b . 投資顧問会社との「投資一任契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- c . 前記 a .、b . の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については1,504,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、第2計算期間以降の毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、第2計算期間以降の毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

(2) 償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記 の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「第2手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 a . 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「 投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前記 の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第4【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日）及び第18期計算期間（平成21年9月25日から平成22年3月23日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

1【財務諸表】

【PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成21年9月24日現在)	第18期 (平成22年3月23日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	401,132,588	415,668,997
派生商品評価勘定	13,994,953	8,971,062
未収入金	5,645,470	-
流動資産合計	420,773,011	424,640,059
資産合計		
	420,773,011	424,640,059
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	390,177	1,361,238
未払金	13,994,953	3,143,464
未払収益分配金	4,013,573	4,093,044
未払受託者報酬	108,083	105,884
未払委託者報酬	1,405,043	1,376,460
その他未払費用	118,771	111,312
流動負債合計	20,030,600	10,191,402
負債合計		
	20,030,600	10,191,402
純資産の部		
元本等		
元本	401,357,336	409,304,449
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	614,925	5,144,208
（分配準備積立金）	64,002,577	61,933,018
元本等合計	400,742,411	414,448,657
純資産合計		
	400,742,411	414,448,657
負債純資産合計		
	420,773,011	424,640,059

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
営業収益		
有価証券売買等損益	12,143,526	7,924,456
為替差損益	18,753,624	3,368,852
営業収益合計	30,897,150	11,293,308
営業費用		
受託者報酬	108,083	105,884
委託者報酬	1,405,043	1,376,460
その他費用	157,771	147,312
営業費用合計	1,670,897	1,629,656
営業利益	29,226,253	9,663,652
経常利益	29,226,253	9,663,652
当期純利益	29,226,253	9,663,652
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,566,927	640,901
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,470,660	614,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,260,813	829,426
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,260,813	21,016
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	808,410
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,831	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,831	-
分配金	4,013,573	4,093,044
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	614,925	5,144,208

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。 計算期間の取扱い 平成21年 9月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成21年 3月24日から平成21年 9月24日としております。	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間の取扱い 平成22年 3月20日が休日のため、当ファンドの計算期間を平成21年 9月25日から平成22年 3月23日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第17期 (平成21年 9月24日現在)	第18期 (平成22年 3月23日現在)
1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 447,462,832円 期中追加設定元本額 7,031,640円 期中解約元本額 53,137,136円 2. 計算期間末日における受益権の総数 401,357,336口	1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 401,357,336円 期中追加設定元本額 49,777,675円 期中解約元本額 41,830,562円 2. 計算期間末日における受益権の総数 409,304,449口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は614,925円であり ます。	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する 場合の当該委託費用 <p style="text-align: right;">620,798円</p>	1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する 場合の当該委託費用 <p style="text-align: right;">500,941円</p>
2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益 分配後の配当等収益から費用を控除した額 （9,893,895円）、解約に伴う当期純利益分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託 約款に規定される収益調整金（31,345,345 円）及び分配準備積立金（58,122,255円）よ り分配対象額は99,361,495円（1万口当 たり2,475円）であり、うち4,013,573円（1万 口あたり100円）を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益 分配後の配当等収益から費用を控除した額 （8,268,734円）、解約に伴う当期純利益分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託 約款に規定される収益調整金（39,669,319 円）及び分配準備積立金（57,757,328円）よ り分配対象額は105,695,381円（1万口当 たり2,582円）であり、うち4,093,044円（1万 口あたり100円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

第17期（平成21年9月24日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	401,132,588	9,270,037
合計	401,132,588	9,270,037

第18期（平成22年3月23日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	415,668,997	7,683,774
合計	415,668,997	7,683,774

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第17期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日</p>	<p style="text-align: center;">第18期 自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日</p>
<p>1．取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p>	<p>1．取引の内容 同左</p>
<p>2．取引に対する取組みと利用目的 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができますものとします。</p>	<p>2．取引に対する取組みと利用目的 同左</p>
<p>3．取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p>	<p>3．取引に係るリスクの内容 同左</p>
<p>4．取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。</p>	<p>4．取引に係るリスク管理体制 同左</p>
<p>5．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>5．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

(単位：円)

種類	第17期（平成21年9月24日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	393,326,963	-	393,717,487	390,524
売建				
アメリカ・ドル	800,648,879	-	787,434,627	13,214,252
合計	1,193,975,842	-	1,181,152,114	13,604,776

(単位：円)

種類	第18期（平成22年3月23日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	432,004,607	-	433,102,021	1,097,414
売建				
アメリカ・ドル	847,116,457	-	840,604,047	6,512,410
合計	1,279,121,064	-	1,273,706,068	7,609,824

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。
3. 換算においては円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第17期 (平成21年9月24日現在)		第18期 (平成22年3月23日現在)	
1口当たり純資産額	0.9985円	1口当たりの純資産額	1.0126円
(1万口当たり純資産額)	9,985円)	(1万口当たりの純資産額)	10,126円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	PRUアメリカ中期社債 マザーファンド		309,900,095	415,668,997	
	小計	銘柄数：	1	309,900,095	415,668,997	
		組入時価比率：	100.3%		100.0%	
	合計				415,668,997	
株式以外計					415,668,997	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRUアメリカ中期社債マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成21年9月24日現在)	(平成22年3月23日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		312,643,163	92,382,632
コール・ローン		200,515,318	149,698,204
国債証券		18,316,226	3,183,480
地方債証券		-	18,180,613
特殊債券		436,850,808	134,247,415
社債券		6,562,394,158	6,624,631,424
派生商品評価勘定		3,828,236	700,047
未収入金		13,994,953	180,193,847
未収利息		82,236,346	75,761,434
前払金		370,500,431	392,701,089
前払費用		3,176,282	4,924,801
差入委託証拠金		10,147,000	2,975,958
流動資産合計		8,014,602,921	7,679,580,944
資産合計		8,014,602,921	7,679,580,944
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,838,957	3,620,269
未払金		66,009,725	206,863,508
未払解約金		55,687,378	35,279,366
流動負債合計		127,536,060	245,763,143
負債合計		127,536,060	245,763,143
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,988,896,203	5,542,046,010
剰余金			
剰余金		1,898,170,658	1,891,771,791
元本等合計		7,887,066,861	7,433,817,801
純資産合計		7,887,066,861	7,433,817,801
負債・純資産合計		8,014,602,921	7,679,580,944

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 金融商品取引所に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	先物取引 同左 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年9月24日現在）	（平成22年3月23日現在）
<p>1 1 . 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額</p> <p style="text-align: right;">6,474,313,508円</p> <p>同期中における追加設定元本額</p> <p style="text-align: right;">105,335,248円</p> <p>同期中における解約元本額</p> <p style="text-align: right;">590,752,553円</p> <p>同期末における元本の内訳 PRUアメリカ中期社債ファンド （為替ヘッジなし / 毎月決算型）</p> <p style="text-align: right;">5,684,292,521円</p> <p>PRUアメリカ中期社債ファンド （為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）</p> <p style="text-align: right;">304,603,682円</p> <p style="text-align: right;">計 5,988,896,203円</p> <p>2 . 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">5,988,896,203円</p>	<p>1 1 . 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額</p> <p style="text-align: right;">5,988,896,203円</p> <p>同期中における追加設定元本額</p> <p style="text-align: right;">174,587,104円</p> <p>同期中における解約元本額</p> <p style="text-align: right;">621,437,297円</p> <p>同期末における元本の内訳 PRUアメリカ中期社債ファンド （為替ヘッジなし / 毎月決算型）</p> <p style="text-align: right;">5,232,145,915円</p> <p>PRUアメリカ中期社債ファンド （為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）</p> <p style="text-align: right;">309,900,095円</p> <p style="text-align: right;">計 5,542,046,010円</p> <p>2 . 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">5,542,046,010円</p>

（有価証券に関する注記）

（平成21年9月24日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	18,316,226	25,345
特殊債券	436,850,808	8,920,926
社債券	6,562,394,158	394,092,610
合計	7,017,561,192	402,988,191

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成22年3月23日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,183,480	63,327
地方債証券	18,180,613	122,614
特殊債券	134,247,415	3,597,594
社債券	6,624,631,424	390,112,736
合計	6,780,242,932	393,769,617

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	自 平成21年 9月25日 至 平成22年 3月23日
<p>1．取引の内容</p> <p>当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び債券先物取引であります。</p>	<p>1．取引の内容</p> <p>同左</p>
<p>2．取引に対する取組みと利用目的</p> <p>(1) 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができますものとして、</p> <p>(2) 有価証券等の価格変動リスクを回避するために、有価証券先物取引等を行うことができます。</p>	<p>2．取引に対する取組みと利用目的</p> <p>同左</p>
<p>3．取引に係るリスクの内容</p> <p>(1) 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>(2) 債券先物取引に係る主要なリスクは、対象指数又は対象証券の値動き、債券市場の需要等を反映して変動する価格変動リスクであります。</p>	<p>3．取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p>
<p>4．取引に係るリスク管理体制</p> <p>組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。</p> <p>なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。</p>	<p>4．取引に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
<p>5．取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>5．取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

1. 債券関連

(単位：円)

種類	(平成21年9月24日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
債券先物取引				
買建				
US 5 Y R NOTE	1,305,145,953	-	1,308,296,875	3,150,922
売建				
US 2 Y R NOTE	393,917,701	-	395,825,399	1,907,698
合計	1,699,063,654	-	1,704,122,274	1,243,224

(単位：円)

種類	(平成22年3月23日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
債券先物取引				
買建				
US 5 Y R NOTE	531,734,722	-	530,917,920	816,802
売建				
US 2 Y R NOTE	273,876,377	-	274,182,514	306,137
合計	805,611,099	-	805,100,434	1,122,939

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最
終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等は、手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

(単位：円)

種類	(平成21年9月24日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	380,306,885	-	377,308,188	2,998,697
売建				
アメリカ・ドル	238,738,226	-	238,993,474	255,248
合計	619,045,111	-	616,301,662	3,253,945

(単位：円)

種類	(平成22年3月23日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	229,487,514	-	228,021,178	1,466,336
売建				
アメリカ・ドル	110,328,185	-	110,659,132	330,947
合計	339,815,699	-	338,680,310	1,797,283

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。
3. 換算においては円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成21年9月24日現在）		（平成22年3月23日現在）	
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
	1.3169円		1.3413円
（1万口当たり純資産額	13,169円）	（1万口当たり純資産額	13,413円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B		35,000.00	35,258.40	
	小計	銘柄数：	1	35,000.00	35,258.40	
					(3,183,480)	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
	合計				3,183,480	
					(3,183,480)	
地方債証券	アメリカ・ドル	STATE OF ILLINOIS		200,000.00	201,358.00	
	小計	銘柄数：	1	200,000.00	201,358.00	
					(18,180,613)	
		組入時価比率：	0.2%		0.3%	
	合計				18,180,613	
					(18,180,613)	
特殊債券	アメリカ・ドル	BACM 04-4		232,073.62	232,110.70	
		DLJCM 2000 CF-1		93,610.43	93,647.67	
		GMACC 2004-C3 A3		327,722.72	328,198.57	
		JPMCC 2003-CB7 A2		723,811.24	727,990.16	
		STATOILHYDRO ASA		100,000.00	104,899.90	
	小計	銘柄数：	5	1,477,218.01	1,486,847.00	
					(134,247,415)	
		組入時価比率：	1.8%		2.0%	
	合計				134,247,415	
					(134,247,415)	
社債券	アメリカ・ドル	AETNA INC		610,000.00	639,930.26	
		ALLSTATE CORP/THE		250,000.00	279,928.25	
		ALLSTATE LIFE GLOBAL FUN		125,000.00	135,721.00	
		ALTRIA GROUP INC		350,000.00	401,988.30	
		AMERICAN EXPRESS CO		260,000.00	296,240.10	
		AMERICAN EXPRESS CREDIT		500,000.00	566,281.50	
		APPALACHIAN POWER CO		470,000.00	473,069.57	
		ARCELORMITTAL		300,000.00	360,760.50	
		ARIZONA PUB SERVICE		435,000.00	463,016.61	
		AT&T CORP		1,045,000.00	1,145,566.62	
		AT&T INC		250,000.00	268,618.75	
		AT&T WIRELESS SVCS INC		465,000.00	524,898.04	
		AUTOZONE INC		200,000.00	216,422.80	
		AVALONBAY COMMUNITIES IN		430,000.00	453,386.84	
		BANK OF AMERICA CORP		250,000.00	262,184.75	
		BANK OF AMERICA CORP		500,000.00	564,185.50	
		BANK OF AMERICA CORP		300,000.00	302,750.40	
		BANK OF AMERICA NA		880,000.00	924,960.96	
		BANK OF NEW YORK MELLON		500,000.00	547,004.00	
		BARCLAYS BANK PLC		450,000.00	482,736.15	
		BEAR STEARNS COS INC/THE		580,000.00	620,234.60	
		BEMIS CO INC		225,000.00	243,501.75	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC		300,000.00	304,431.60	
		BLACKROCK INC		200,000.00	202,876.40	
		BNP PARIBAS		200,000.00	201,235.80	
		BOEING CO/THE		325,000.00	331,440.20	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	BOTTLING GROUP LLC		400,000.00	429,751.60	
		BRANDYWINE OPER PARTNERS		42,000.00	43,171.92	
		BURLINGTON NORTHERN SANT		590,000.00	628,581.87	
		BURLINGTON NORTHERN SANT		360,000.00	391,646.88	
		BURLINGTON RESOURCES FIN		320,000.00	341,767.68	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO		200,000.00	228,792.80	
		CARDINAL HEALTH INC		250,000.00	267,234.50	
		CATERPILLAR FINANCIAL SE		175,000.00	188,462.92	
		CATERPILLAR FINANCIAL SE		325,000.00	351,151.77	
		CBS CORP		715,000.00	751,075.32	
		CENTERPOINT ENERGY HOUST		250,000.00	285,497.50	
		CHEVRON CORP		190,000.00	199,256.42	
		CITIGROUP INC		1,000,000.00	1,046,723.00	
		CITIGROUP INC		350,000.00	367,449.95	
		CITIGROUP INC		715,000.00	772,766.28	
		CITIGROUP INC		45,000.00	48,100.68	
		CITIGROUP INC		105,000.00	108,614.83	
		CLOROX CO		515,000.00	555,571.18	
		COCA-COLA ENTERPRISES IN		390,000.00	413,848.50	
		COMCAST CABLE COMMUNICAT		800,000.00	837,004.00	
		COMCAST CORP		40,000.00	41,085.36	
		COMCAST CORP		200,000.00	226,182.40	
		COMPUTER SCIENCES CORP		250,000.00	269,347.50	
		CONAGRA FOODS INC		250,000.00	275,641.00	
		CONSUMERS ENERGY CO		480,000.00	508,464.48	
		CONTINENTAL AIRLINES INC		230,000.00	230,000.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP		250,000.00	268,946.75	
		COX COMMUNICATIONS INC		390,000.00	408,934.11	
		CREDIT SUISSE/NEW YORK N		1,065,000.00	1,143,920.76	
		CRH AMERICA INC		350,000.00	381,125.85	
		CSX CORP		310,000.00	334,142.49	
		CVS CAREMARK CORP		500,000.00	529,060.50	
		DAIMLERCHRYSLER NA HLDG		290,000.00	292,439.77	
		DAIMLERCHRYSLER NA HOLDI		1,060,000.00	1,117,064.04	
		DEUTSCHE BANK AG/LONDON		650,000.00	650,439.40	
		DEVON ENERGY CORP		300,000.00	329,305.80	
		DIAGEO CAPITAL PLC		70,000.00	74,364.15	
		DIAGEO CAPITAL PLC		400,000.00	433,008.80	
		DOW CHEMICAL CO/THE		150,000.00	156,186.00	
		DOW CHEMICAL CO/THE		625,000.00	716,155.62	
		DTE ENERGY CO		200,000.00	228,914.40	
		DUKE ENERGY SRVCS		875,000.00	899,395.00	
		DUKE REALTY LP		325,000.00	336,803.67	
		EI DU PONT DE NEMOURS &		330,000.00	332,754.51	
		ELI LILLY & CO		200,000.00	212,944.80	
		EMBARQ CORP		250,000.00	271,958.50	
		ENERGY TRANSFER PARTNERS		250,000.00	268,494.50	
EXPRESS SCRIPTS INC		380,000.00	422,396.22			
FIRSTENERGY CORP		17,000.00	18,101.61			
FISERV INC		250,000.00	272,528.00			
FORTUNE BRANDS INC		460,000.00	473,677.18			
FPL GROUP CAPITAL INC		505,000.00	534,112.74			
GENERAL ELECTRIC CAPITAL		300,000.00	303,851.40			
GENERAL ELECTRIC CAPITAL		1,500,000.00	1,588,360.50			
GENERAL ELECTRIC CAPITAL		1,000,000.00	1,100,696.00			
GENERAL MILLS INC		540,000.00	588,313.80			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	GOLDMAN SACHS GROUP INC/		650,000.00	699,794.55	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC/		750,000.00	821,076.00	
		HARTFORD FINANCIAL SERVI		295,000.00	307,839.28	
		HARTFORD FINANCIAL SERVI		195,000.00	194,268.94	
		HESS CORP		200,000.00	229,311.00	
		HEWLETT-PACKARD CO		500,000.00	563,850.00	
		HJ HEINZ FINANCE CO		565,000.00	602,791.15	
		HONEYWELL INTERNATIONAL		280,000.00	294,393.40	
		HOSPIRA INC		275,000.00	292,882.97	
		HSBC HOLDINGS PLC		500,000.00	534,526.00	
		ICI WILMINGTON INC		200,000.00	214,009.00	
		INTL LEASE FINANCE CORP		870,000.00	869,734.65	
		ITT CORP		350,000.00	373,931.60	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP		400,000.00	426,002.80	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP		160,000.00	159,794.72	
		JOHNSON CONTROLS INC		490,000.00	506,951.55	
		JP MORGAN CHASE & CO		1,225,000.00	1,291,490.55	
		JPMORGAN CHASE & CO		500,000.00	524,966.00	
		JPMORGAN CHASE & CO		240,000.00	260,195.28	
		KINDER MORGAN ENERGY PAR		400,000.00	435,624.00	
		KRAFT FOODS INC		400,000.00	437,367.60	
		KRAFT FOODS INC		300,000.00	306,291.00	
		KROGER CO/THE		500,000.00	533,303.50	
		LAFARGE SA		400,000.00	417,872.00	
		LIBERTY PROPERTY LP		100,000.00	106,503.60	
		LINCOLN NATIONAL CORP		275,000.00	282,337.55	
		LUBRIZOL CORP		100,000.00	109,117.10	
		MACK-CALI REALTY LP		100,000.00	104,712.20	
		MCCORMICK & CO INC/MD		355,000.00	387,753.36	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS I		275,000.00	311,810.40	
		MEDTRONIC INC		380,000.00	380,696.16	
		MERRILL LYNCH & CO INC		400,000.00	431,517.60	
		MORGAN STANLEY		625,000.00	662,207.50	
		MORGAN STANLEY		440,000.00	471,147.16	
		MORGAN STANLEY		300,000.00	312,079.80	
		NABORS INDUSTRIES INC		125,000.00	133,976.87	
		NOMURA HOLDINGS INC		140,000.00	143,603.04	
		NORFOLK SOUTHERN CORP		535,000.00	540,881.25	
		NORTHERN TRUST CORP		445,000.00	492,256.33	
		NORTHROP GRUMMAN CORP		430,000.00	453,332.66	
		NOVARTIS CAPITAL CORP		250,000.00	265,441.75	
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY		250,000.00	270,804.50	
		ORACLE CORP		470,000.00	491,191.36	
		PACCAR FINANCIAL CORP		250,000.00	249,643.00	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC		220,000.00	226,890.18	
		PACIFIC GAS & ELECTRIC C		250,000.00	282,961.50	
		PECO ENERGY CO		315,000.00	340,539.57	
		PEPSIAMERICAS		190,000.00	199,935.67	
		PFIZER INC		200,000.00	221,948.40	
		PHILIP MORRIS INTERNATIO		225,000.00	258,906.15	
PLAINS ALL AMERICAN PIPE		300,000.00	312,040.80			
PNC FUNDING CORP		275,000.00	296,917.77			
PNC FUNDING CORP		100,000.00	100,157.10			
PROGRESS ENERGY FLORIDA		720,000.00	725,371.87			
PROGRESS ENERGY INC		250,000.00	276,730.75			
PROGRESSIVE CORP/THE		725,000.00	781,754.45			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	PSEG POWER LLC		225,000.00	240,554.25	
		REYNOLDS AMERICAN INC		100,000.00	112,180.00	
		RIO TINTO ALCAN INC		750,000.00	790,247.25	
		ROGERS COMMUNICATIONS IN		625,000.00	690,333.12	
		SABMILLER PLC		500,000.00	527,524.00	
		SAFEWAY		250,000.00	270,202.00	
		SARA LEE CORP		250,000.00	260,518.25	
		SIERRA PACIFIC POWER CO		225,000.00	242,615.70	
		SIMON PROPERTY GROUP LP		1,100,000.00	1,108,485.40	
		SIMON PROPERTY GROUP LP		55,000.00	60,537.01	
		SIMON PROPERTY GROUP LP		40,000.00	40,364.96	
		SOUTHERN CALIFORNIA EDIS		250,000.00	278,396.25	
		TECO FINANCE INC		100,000.00	99,296.20	
		TELECOM ITALIA CAPITAL		595,000.00	626,094.70	
		TELECOM ITALIA CAPITAL S		195,000.00	209,661.07	
		TELUS CORPORATION		339,000.00	365,231.48	
		TEXTRON FINANCIAL		885,000.00	884,918.58	
		TIME WARNER CABLE INC		615,000.00	724,800.87	
		TIME WARNER INC		230,000.00	244,478.73	
		TJX COS INC		420,000.00	447,142.08	
		TRANSALTA CORP		140,000.00	145,697.02	
		TRANSCANADA PIPELINES LT		250,000.00	260,893.25	
		TRICON GLOBAL RESTAURANT		230,000.00	247,243.33	
		TYCO INTERNATIONAL FINAN		100,000.00	104,088.80	
		UNION PACIFIC CORP		600,000.00	626,782.20	
		UNITEDHEALTH GROUP INC		600,000.00	623,812.80	
		UNITEDHEALTH GROUP INC		100,000.00	107,112.00	
		VERIZON FLORIDA LLC		300,000.00	326,034.00	
		VERIZON NEW ENGLAND INC		275,000.00	292,068.42	
		VIACOM INC		315,000.00	327,454.15	
		VODAFONE GROUP PLC		350,000.00	367,794.70	
		WACHOVIA CORP		570,000.00	603,238.41	
		WACHOVIA CORP		500,000.00	541,130.50	
		WAL-MART STORES INC		500,000.00	512,374.50	
WELLPOINT INC		268,000.00	276,162.47			
WELLS FARGO & CO		250,000.00	269,679.00			
WELLS FARGO & CO		565,000.00	577,175.75			
XEROX CORP		500,000.00	528,439.00			
XSTRATA CANADA CORP		250,000.00	274,410.00			
XTO ENERGY INC		450,000.00	503,033.85			
	小計	銘柄数：	178	68,901,000.00	73,370,599.45	
					(6,624,631,424)	
		組入時価比率：	89.1%		97.7%	
	合計				6,624,631,424	
					(6,624,631,424)	
	株式以外計				6,780,242,932	
					(6,780,242,932)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計・株式以外計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年4月30日現在

資産総額	415,955,549円
負債総額	5,372,106円
純資産総額（ - ）	410,583,443円
発行済数量	403,657,620口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0172円

(参考情報)

P R Uアメリカ中期社債マザーファンド

資産総額	7,559,311,213円
負債総額	29,445,357円
純資産総額（ - ）	7,529,865,856円
発行済数量	5,361,418,290口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4045円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間 （平成13年5月31日から平成13年9月20日）	1,511,616,326	129,430
第2計算期間 （平成13年9月21日から平成14年3月20日）	1,637,588,561	1,508,342,364
第3計算期間 （平成14年3月21日から平成14年9月20日）	846,441,410	657,093,394
第4計算期間 （平成14年9月21日から平成15年3月20日）	2,391,624,853	1,090,111,986
第5計算期間 （平成15年3月21日から平成15年9月22日）	2,802,784,535	566,029,832
第6計算期間 （平成15年9月23日から平成16年3月22日）	626,284,966	353,509,643
第7計算期間 （平成16年3月23日から平成16年9月21日）	286,118,127	671,927,972
第8計算期間 （平成16年9月22日から平成17年3月22日）	102,687,853	421,188,359
第9計算期間 （平成17年3月23日から平成17年9月20日）	161,270,569	581,069,788
第10計算期間 （平成17年9月21日から平成18年3月20日）	3,398,402	2,204,533,072
第11計算期間 （平成18年3月21日から平成18年9月20日）	3,149,794	1,198,683,291
第12計算期間 （平成18年9月21日から平成19年3月20日）	2,140,078	209,958,389
第13計算期間 （平成19年3月21日から平成19年9月20日）	2,216,638	285,396,306
第14計算期間 （平成19年9月21日から平成20年3月21日）	959,118	98,562,747

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第15計算期間 (平成20年3月22日から平成20年9月22日)	2,491,370	67,352,004
第16計算期間 (平成20年9月23日から平成21年3月23日)	1,560,696	20,981,887
第17計算期間 (平成21年3月24日から平成21年9月24日)	7,031,640	53,137,136
第18計算期間 (平成21年9月25日から平成22年3月23日)	49,777,675	41,830,562

(注) 本邦外における設定・解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年4月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：平成19年3月 29百万円増加、
平成20年3月 120百万円増加

(2) 委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

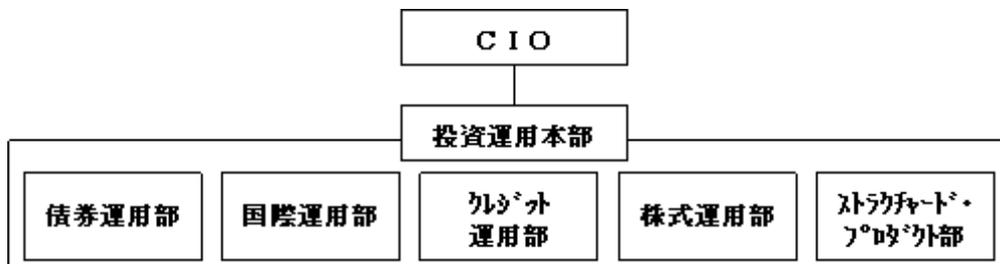
3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

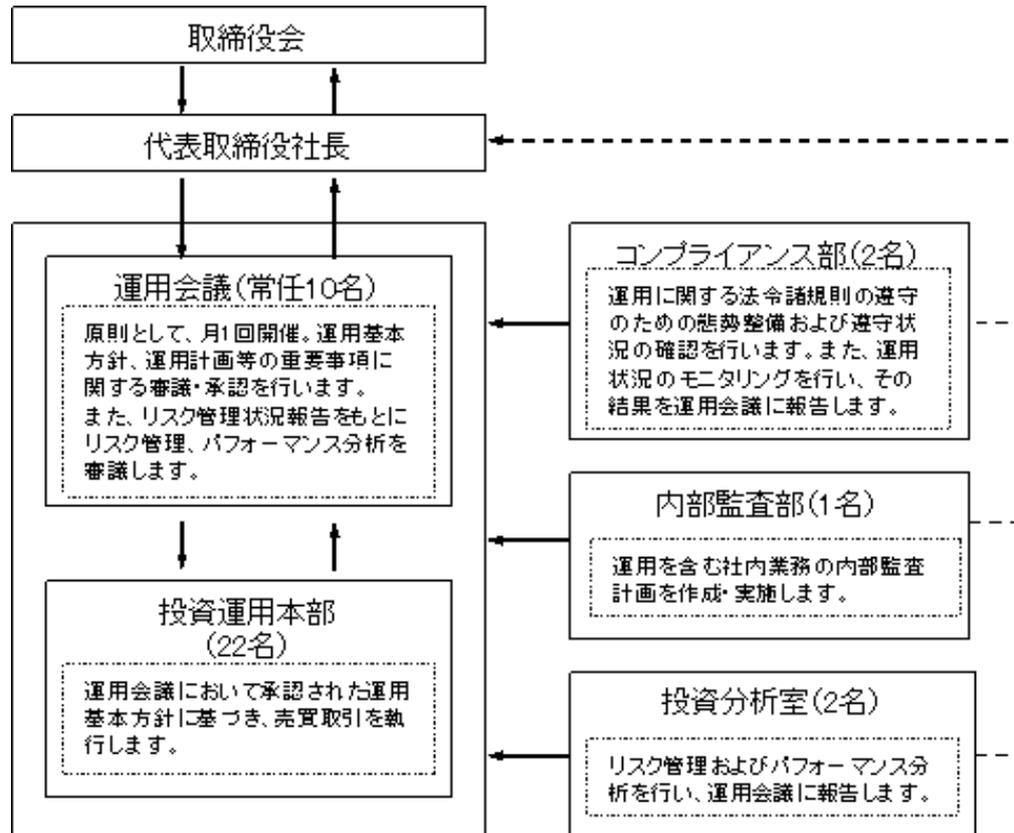
取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を發します。ただし、取締役全員の同意を得て、招集期間を短縮または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

委託会社の運用体制



委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



前記の運用体制等は平成22年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米プルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約64兆円（6,933億米ドル、円換算レート1米ドル=93.44円、平成22年3月末現在）にのびります。グループの運用部門は、ポートフォリオ・マネージャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、平成22年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は30本、純資産総額の合計金額は約151,956百万円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	22本
単位型株式投資信託	5本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	3本

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第 2 期 (平成20年 3月31日)	第 3 期 (平成21年 3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	580,833	566,861
前払費用	21,591	27,265
未収入金	5,503	2,889
立替金	3,278	3,091
未収委託者報酬	71,780	62,010
未収運用受託報酬	646,780	631,272
未収収益	125,035	150,819
繰延税金資産	29,814	16,531
その他流動資産	-	162
流動資産計	1,484,618	1,460,903
固定資産		
有形固定資産	78,445	67,402
建物附属設備	57,654	48,211
器具備品	20,791	19,191
無形固定資産	13,236	22,813
ソフトウェア	13,236	22,813
投資その他の資産	29,097	3,496
投資有価証券	2,687	2,086
長期差入保証金	26,410	1,410
固定資産計	120,779	93,711
資産合計	1,605,397	1,554,614

	第2期 (平成20年3月31日)	第3期 (平成21年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	30,376	21,254
未払手数料	26,904	21,150
その他未払金	3,471	103
未払費用	593,118	540,215
未払法人税等	101,069	64,219
未払消費税等	61,004	13,653
預り金	45,338	8,051
賞与引当金	20,338	21,026
役員賞与引当金	3,000	2,500
流動負債計	854,245	670,920
固定負債		
長期未払費用	13,453	22,805
退職給付引当金	107,253	141,403
役員退職慰労引当金	-	2,942
繰延税金負債	-	2,516
固定負債計	120,707	169,667
負債合計	974,953	840,587

	第2期 (平成20年3月31日)	第3期 (平成21年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	262,756	346,390
その他利益剰余金	262,756	346,390
繰越利益剰余金	262,756	346,390
株主資本合計	630,756	714,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	312	363
評価・換算差額等合計	312	363
純資産合計	630,444	714,027
負債・純資産合計	1,605,397	1,554,614

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 2 期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第 3 期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
営業収益		
委託者報酬	526,041	427,348
運用受託報酬	2,200,493	2,210,886
その他の収益	246,023	218,766
営業収益計	2,972,557	2,857,001
営業費用		
支払手数料	210,297	148,519
広告宣伝費	565	8
受益証券発行費	720	341
調査費	1,365,049	1,383,556
調査費	161,900	164,579
委託調査費	1,201,854	1,218,042
図書費	1,294	934
営業雑経費	34,021	33,837
通信費	4,555	5,022
印刷費	25,776	23,267
協会費	2,895	4,345
諸会費	793	1,201
営業費用計	1,610,654	1,566,263

	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
一般管理費		
給料	568,203	640,754
役員報酬	23,179	22,015
給料・手当	469,624	525,786
賞与	-	300
賞与引当金繰入	68,399	82,652
役員賞与引当金繰入	7,000	10,000
福利厚生費	75,681	92,589
交際費	2,389	3,582
旅費交通費	22,269	25,012
水道光熱費	8,347	8,768
租税公課	8,358	9,358
不動産賃借料	106,121	125,920
退職給付費用	46,395	35,975
役員退職慰労引当金繰入	405	2,942
退職金	40,160	343
募集費	43,201	18,210
固定資産減価償却費	19,134	18,951
業務委託費	31,725	16,089
専門家報酬	40,510	28,428
消耗器具備品費	10,413	8,407
修繕維持費	4,909	5,680
諸経費	11,802	12,979
一般管理費計	1,040,031	1,053,993
営業利益	321,871	236,744

(単位:千円)

	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	918	810
為替差益	390	-
その他営業外収益	-	655
営業外収益計	1,310	1,466
営業外費用		
為替差損	-	798
投資有価証券売却損	639	-
投資有価証券評価損	-	549
その他営業外費用	300	878
営業外費用計	939	2,227
経常利益	322,241	235,982
特別利益		
関係会社費用調整益	-	5,217
特別利益計	-	5,217
特別損失		
過年度関係会社費用調整損	-	6,060
過年度減価償却累計額修正損	-	3,094
特別損失計	-	9,154
税引前当期純利益	322,241	232,045
法人税、住民税及び事業税	144,477	114,007
過年度法人税等修正額	15,321	18,605
法人税等調整額	2,227	15,799
当期純利益	195,313	83,634

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第 2 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 3 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本			
資本金	前期末残高	99,000	219,000
	当期変動額 新株の発行	120,000	-
	当期末残高	219,000	219,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	29,000	149,000
	当期変動額 新株の発行	120,000	-
	当期末残高	149,000	149,000
資本剰余金合計	前期末残高	29,000	149,000
	当期変動額	120,000	-
	当期末残高	149,000	149,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	67,443	262,756
	当期変動額 当期純利益	195,313	83,634
	当期末残高	262,756	346,390
利益剰余金合計	前期末残高	67,443	262,756
	当期変動額	195,313	83,634
	当期末残高	262,756	346,390
株主資本合計	前期末残高	195,443	630,756
	当期変動額	435,313	83,634
	当期末残高	630,756	714,390

		第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券 評価差額金	前期末残高	-	312
	当期変動額（純額）	312	51
	当期末残高	312	363
評価・換算差額 等合計	前期末残高	-	312
	当期変動額	312	51
	当期末残高	312	363
純資産合計	前期末残高	195,443	630,444
	当期変動額	435,000	83,583
	当期末残高	630,444	714,027

重要な会計方針

項目	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定）を採用 しております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業 年度より、平成19年4月1日以 降に取得した有形固定資産につ いて、改正後の法人税法に基づ く減価償却の方法に変更してお ります。これに伴う営業利益、経 常利益及び税引前当期純利益に 与える影響額は軽微でありま す。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における利用可能 期間（5年）による定額法、そ れ以外の無形固定資産について は、5年間にわたる定額法を採 用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 外貨建の資産及び負 債の本邦通貨への換 算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しておりま す。</p>	<p>同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、次回支給見込み額の うち当会計期間対応分を計上し ております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備 えるため、次回支給見込み額の うち当会計期間対応分を計上し ております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5.繰延資産の処理方法	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>-</p>

項目	第2期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第3期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6. リース物件の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。
7. その他財務諸表作成のための基本となる事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

追加情報

第2期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第3期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	株主移動 弊社株主のPrudential Investment Management (Japan) Inc. は、平成20年12月9日をもって事業を閉鎖いたしました。その所有している弊社株式4,800株は、平成20年12月16日をもってその残余財産の一部として親会社であるPrudential International Investments Corporationに引き受けをされました。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 2 期 (平成20年 3月31日)	第 3 期 (平成21年 3月31日)
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
未払費用 21,385千円	未払費用 35,243千円
長期未払費用 13,453千円	長期未払費用 22,805千円
* 2 減価償却累計額 30,381千円	* 2 減価償却累計額 42,089千円
有形固定資産	有形固定資産
建物附属設備 10,801千円	建物附属設備 20,244千円
器具備品 14,484千円	器具備品 21,845千円

（損益計算書関係）

第 2 期 自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日	第 3 期 自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
福利厚生費 25,972千円	福利厚生費 25,165千円
* 2 減価償却実施額 19,134千円	* 2 減価償却実施額 18,951千円
有形固定資産 15,479千円	有形固定資産 13,709千円
無形固定資産 3,654千円	無形固定資産 5,241千円

(株主資本等変動計算書関係)

第2期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	2,560	4,800	-	7,360

(変動事由の概要)

増加数の内訳は以下の通りであります。

第3者割当増資に伴う新株の発行による増加 4,800株

第3期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	-	-	7,360

（リース取引関係）

第2期 平成20年3月31日現在				第3期 平成21年3月31日現在			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	9,369	2,054	7,315	器具備品	9,369	4,229	5,139
合計	9,369	2,054	7,315	合計	9,369	4,229	5,139
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等			
	1年内		2,122千円		1年内		2,198千円
	1年超		5,310千円		1年超		3,112千円
	合計		7,433千円		合計		5,310千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
	支払リース料		2,040千円		支払リース料		2,343千円
	減価償却費相当額		1,894千円		減価償却費相当額		2,175千円
	支払利息相当額		235千円		支払利息相当額		220千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

（有価証券関係）

第2期 平成20年3月31日現在				第3期 平成21年3月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの				その他有価証券で時価のあるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	3,000	2,687	312	その他	2,450	2,086	363
合計	3,000	2,687	312	合計	2,450	2,086	363
当事業年度中に売却したその他有価証券				<p>表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において、有価証券について549千円（その他有価証券で時価のある投資信託受益証券549千円）減損処理を行っております。</p> <p>なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。</p>			
売却額（千円）		1,360					
売却益の合計額（千円）		6					
売却損の合計額（千円）		646					

（退職給付関係）

第2期 平成20年3月31日現在		第3期 平成21年3月31日現在	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。		1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳		2. 退職給付債務及びその内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
(1) 退職給付債務	137,766	(1) 退職給付債務	141,507
(2) 退職給付引当金	107,253	(2) 退職給付引当金	141,403
未払費用	27,041	未払費用	-
その他未払金	3,471	その他未払金	103
3. 退職給付費用の内訳		3. 退職給付費用の内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
勤務費用	86,961	勤務費用	36,318

（税効果会計関係）

第 2 期 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日	第 3 期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税 8,065 千円	未払事業税 5,347 千円
未払費用 15,567 千円	未払費用 4,994 千円
賞与引当金 8,275 千円	賞与引当金 8,555 千円
長期未払費用 5,474 千円	長期未払費用 8,687 千円
退職給付引当金 3,941 千円	退職給付引当金 35,705 千円
その他 421 千円	その他 4,703 千円
繰延税金資産小計 41,746 千円	繰延税金資産小計 67,993 千円
評価性引当額 9,415 千円	評価性引当額 48,946 千円
繰延税金資産合計 32,331 千円	繰延税金資産合計 19,047 千円
繰延税金負債	繰延税金負債
負債調整勘定 2,516 千円	負債調整勘定 5,032 千円
繰延税金負債合計 2,516 千円	繰延税金負債合計 5,032 千円
繰延税金資産の純額 29,814 千円	繰延税金資産の純額 14,014 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.7 % (調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.3 %
	評価性引当額 17.0 %
	その他 1.9 %
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 64.0 %

（関連当事者情報）

第2期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び主要法人株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial Inc	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	23,457 百万米ドル	金融業	〔被所有〕間接100%		ストックオプション行使コスト等	24,503	未払費用	21,385
							制限株式費用	1,469	長期未払費用	13,453
親会社	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク	東京都千代田区永田町	155 百万円	持株会社	〔被所有〕直接65%		未払金支払 事業譲受未払金の支払	381,272	-	-

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	20,000 百万円	保険業	無し		投資顧問契約	697,594	未収運用受託報酬	198,562
							不動産賃貸借契約	104,648	前払費用	10,888
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	50,000 百万円	保険業	無し		投資顧問契約 運用受託報酬の受取（注1）	1,275,665	未収運用受託報酬	413,367
親会社の子会社	Prudential Investment Management Inc	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	108.5 百万米ドル	投信・投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	1,026,054	未払費用	476,664
親会社の子会社	Jennison Associates LLC	Lexington Ave, New York, New York, USA	67.6 百万米ドル	投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	50,446	未払費用	11,009
親会社の子会社	Pramerica Asset Management Inc	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	11.7 百万米ドル	投資顧問業	無し		サービス契約 サービス料	246,023	未収収益	125,035
親会社の子会社	Quantitative Management Associates	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	22.1 百万米ドル	投信・投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	13,061	未払費用	9,788

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）運用受託者報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて賃借料金額を決定しております。

第3期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	604百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等（注1）	福利厚生費	33,511	未払費用	34,532
									長期未払費用	22,805

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	663,974	未収運用受託報酬	176,898
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	54,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	1,362,981	未収運用受託報酬	424,582
親会社の子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	100米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払（注2）	1,158,760	未払費用	448,786
						サービス契約	サービス料	218,766	未収収益	150,819

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、前期におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託者報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Corporation

（ 1株当たり情報）

第 2 期 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日		第 3 期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日	
1株当たり純資産額	85,658円	1株当たり純資産額	97,014円
1株当たり当期純利益	74,377円	1株当たり当期純利益	11,363円
損益計算書上の当期純利益	195,313千円	損益計算書上の当期純利益	83,634千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	195,313千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	83,634千円
差額	- 千円	差額	- 千円
期中平均株式数・普通株式	2,626株	期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	671,971
前払費用	24,763
未収入金	3,149
立替金	4,727
未収委託者報酬	71,957
未収運用受託報酬	704,592
未収収益	83,048
繰延税金資産	47,711
その他流動資産	391
流動資産合計	1,612,312
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	45,383
器具備品	16,777
有形固定資産合計	62,160
無形固定資産	22,121
投資その他の資産	1,410
固定資産合計	85,691
資産合計	1,698,004

(単位：千円)

第4期中間会計期間末
(平成21年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	23,645
未払費用	454,751
未払法人税等	115,371
未払消費税等	16,513
預り金	8,895
賞与引当金	81,678
役員賞与引当金	9,000

流動負債合計	709,856
--------	---------

固定負債

長期未払費用	28,203
退職給付引当金	166,314
役員退職慰労引当金	3,993
繰延税金負債	1,258

固定負債合計	199,769
--------	---------

負債合計

負債合計	909,626
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	219,000
-----	---------

資本剰余金

資本準備金	149,000
-------	---------

資本剰余金合計	149,000
---------	---------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	420,377
---------	---------

利益剰余金合計	420,377
---------	---------

株主資本合計

株主資本合計	788,377
--------	---------

純資産合計

純資産合計	788,377
-------	---------

負債純資産合計

負債純資産合計	1,698,004
---------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	189,469
運用受託報酬	1,131,482
その他の収益	56,873
営業収益合計	1,377,826
営業費用及び一般管理費	1,250,433
営業利益	127,392
営業外収益	
受取利息	118
為替差益	1,915
その他営業外収益	321
営業外収益合計	2,355
営業外費用	
投資有価証券売却損	153
営業外費用合計	153
経常利益	129,594
特別利益	
過年度関係会社費用調整益	23,922
特別利益合計	23,922
税引前中間純利益	153,517
法人税、住民税及び事業税	111,967
法人税等調整額	32,437
法人税等合計	79,530
中間純利益	73,987

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		219,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		219,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		149,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		149,000
資本剰余金合計		
前期末残高		149,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		149,000

(単位：千円)

第4期中間会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高 346,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 420,377

利益剰余金合計

前期末残高 346,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 420,377

株主資本合計

前期末残高 714,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 788,377

(単位：千円)

第4期中間会計期間
 (自平成21年4月1日
 至平成21年9月30日)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	363
-------	-----

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	363
-----------	-----

当中間期末残高

-

評価・換算差額等合計

前期末残高	363
-------	-----

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	363
-----------	-----

当中間期末残高

-

純資産合計

前期末残高	714,027
-------	---------

当中間期変動額

中間純利益	73,987
-------	--------

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	74,350
-----------	--------

当中間期末残高

788,377

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、5年間にわたる定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、全てリース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
* 1 減価償却累計額	48,185千円
有形固定資産	
建物附属設備	23,072千円
器具備品	25,113千円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
* 1 減価償却実施額	9,388千円
有形固定資産	6,096千円
無形固定資産	3,292千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	当中間会計期間増 加株式数（株）	当中間会計期間減 少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	7,360	-	-	7,360

（リース取引関係）

第4期中間会計期間
（自平成21年4月1日
至平成21年9月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相 当額(千円)	中間期末残高相当 額(千円)
器具備品	9,369	5,317	4,051
合計	9,369	5,317	4,051

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	2,082千円
1年超	2,138千円
合計	4,220千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,171千円
減価償却費相当額	1,087千円
支払利息相当額	82千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

（単位：千円）

第4期中間会計期間末
（平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

第 4 期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	107,116円
1 株当たり中間純利益	10,052円
損益計算書上の中間純利益	73,987千円
1 株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	73,987千円
差額	- 千円
期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ ん。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

名称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年3月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原投資信託契約に係る信託事務の処理の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社（株式会社りそな銀行）から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円 2	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村証券株式会社 1	10,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円 3	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円 4	
株式会社SBI証券	47,937百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	419,800百万円	

1 野村証券株式会社は、受益権の募集の取扱いは行いません。

2 資本金の額は、平成21年9月末現在のものです。

3 資本金の額は、平成22年5月1日現在のものです。

4 資本金の額は、平成22年4月1日現在のものです。

(3) 投資顧問会社

名称：米プルデンシャル・インベストメント社

(Prudential Investment Management, Inc.)

資本金の額：96,307千米ドル（約9,000百万円、1米ドル=93.09円、平成21年12月末現在）

事業の内容：同社は、米国証券取引委員会に登録された投資顧問業者であり、米国でミューチュアルファンド業務および投資一任業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社における関係業務の概要

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、為替のヘッジに関する指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 有価証券届出書第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要な内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）の冒頭に記載することがあります。
- (2) 交付目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
- (3) 交付目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
- (4) 交付目論見書に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）を添付することがあります。この場合に、目論見書の表紙裏に以下の内容を記載することがあります。

この冊子の前半部分は「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

- (5) 目論見書の表紙にロゴ・マークおよび図案を採用し、ファンドの形態等を記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書の別称として「投資信託説明書」の名称を使用する場合があります。
- (8) 目論見書に委託会社の略称およびサービスマークを使用し、以下の記載をすることがあります。
“Prudential Financial” および “ロックマーク (The Rock)” は、ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ（本社：米国ニュージャージー州ニューアーク）およびその関連会社のサービスマークです。
「プルデンシャル・インベストメント」は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の略です。
英国プルデンシャル社とはなんら関係はありません。
- (9) 契約締結前交付書面に記載すべき内容の一部を交付目論見書の冒頭に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月5日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤口雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）の平成21年3月24日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月28日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤口雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）の平成21年9月25日から平成22年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUアメリカ中期社債ファンド（為替ヘッジあり / 6ヵ月決算型）の平成22年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。